

令和 2 年（2020 年）5 月 22 日

各 

就労移行支援事業所
就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所

 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**新型コロナウイルス感染症に伴う就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて（通知）**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、同感染症を理由とした、在宅においてサービスを利用する場合の支援（以下「特例在宅支援」という。）の適否については、事業所から事前にご相談をいただき、個別に判断しているところですが、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する見込みである状況を踏まえ、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）（別添 1）に基づき、下記のとおり取扱うことといたしましたので、通知いたします。

記

**1 特例在宅支援の基本的な考え方と留意事項**

(1) 基本的な考え方

特例在宅支援は、新型コロナウイルス感染症を理由として、通所利用が困難であるため在宅による支援がやむを得ない利用者に対して、在宅で特例的に就労支援を行うものであり、通常に通所時と同等程度の作業が行われ、事業所職員による適切な就労支援が行われたことを報酬算定上評価するもの。

(2) 留意事項

例えば、利用者の希望がない状況で一方向的に在宅支援に切り替え、例月

よりも算定日数を増やすことや、利用者への説明や同意が不十分なまま請求を行うなどの不適切な報酬算定はできない。また、請求後であっても、不適切な報酬算定が認められた場合は、返還請求や行政処分（指定の取消等）の対象となるため、十分に留意すること。

また、在宅による支援が適切に実施されるよう、在宅による支援の具体例については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」（令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（別添2）を参照すること。

※ なお、通常の在宅による支援は、利用者の障がい状況により、恒常的に通所が困難である利用者が対象となる。

## 2 特例在宅支援の対象者

原則、新型コロナウイルス感染症が発生する前から事業所に通所していた利用者のうち、新型コロナウイルス感染症を理由（感染不安等）として事業所の通所利用が困難であって、障がい状況や事業所における作業内容も踏まえ、在宅就労による支援が可能であり、在宅就労による支援を希望する者

## 3 特例在宅支援を認める期間

特例在宅支援を認める期間は、通常の通所による支援を再開するまでの臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの当面の間とする。

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態措置が解除された後は、ローテーションによる交代通所や時差通所の実施を含め、事業所における感染予防対策を徹底し、その対策を利用者に周知することにより、利用者の感染に対する不安感を軽減・解消するなどの支援も行いながら、通常の通所による支援も再開するように努めること。

なお、今後発出される厚生労働省通知や札幌市の感染拡大の状況に応じて、特例の取扱いを変更又は終了する場合は、別途通知する。

## 4 特例在宅支援における報酬算定の要件

上記2の対象者要件に該当する者であって、下記(1)～(6)の要件を全て満たす場合は、報酬（体制加算等を含む）を算定することが可能。

- (1) 本来、通所によるサービス提供が予定されている日であること。
- (2) 事業所において可能な限りの感染防止対策を徹底したうえで、なお利用

者が自宅における作業及び職員による支援を希望し、サービス提供に同意していること。

- (3) 在宅での作業が適当と認められる作業メニューと、効果的な支援手法が確保されていること。
- (4) 1日2回以上の電話等による必要な支援と進捗及び成果物の確認、また、週に1回は、可能な限り対面による評価を行い、その経過等を記録として残すこと。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による評価が困難な場合は、電話等により評価を行っても差し支えないが、ここでいう電話等とは、音声でのやり取りをいい、メール等の文字でのやり取りは、障がい特性により困難な場合以外は不可とする。

- (5) 事業所において、通常に通所による利用者への支援を行う人員体制に加え、在宅でのサービス利用者が、作業活動、訓練等を行うにあたり、随時連絡がとれる体制を整備し、かつ、緊急対応が必要となった場合も、訪問や電話等による対応が可能な人員体制を確保すること。
- (6) 上記以外については、留意事項通知における「在宅において利用する場合の支援について」を参照し、その取扱いを遵守すること。

## 5 事業所における必要な対応（事前報告、支援記録の作成、実施報告等）

本通知日より、下記に示す所定の様式にて記録及び報告を行うこと。

### (1) 利用者の同意と事前報告

ア 当該支援について、札幌市に給付費の請求を行うことや利用者負担が発生することを説明する。また、支援の提供と内容について、対象者として札幌市に報告する前に、書面で同意を得ること。

イ 特例在宅支援を開始する際は、事前に「在宅就労支援対象者事前報告書（様式1）」（別添3）を提出すること。

ウ 実績記録票に、在宅支援における支援時間等を記入し、利用者の押印を得ること。また、備考欄には、必ず「特例在宅支援」と記載すること。

### (2) 支援記録

ア 支援を行った日ごとに、「在宅就労支援に係る支援記録（様式3）」（別添5）を都度作成すること。なお、別添5の支援記録の使用に支障がある場合は、特例在宅支援によるサービス提供であることを明確にしたうえで、同様の内容を含む形で、各事業所の様式により支援記録を作成することも可能とする。

イ 作成した記録の保存期間は、通常の支援記録と同様に、サービスを提供した日から5年間とする。

ウ 支援記録は、実際に適切な支援が行われていることの確認として、提出依頼を随時行う場合があるため、札幌市から提出依頼があった場合は直ちに提出すること。

### (3) 実施報告

支援を行った月の翌月 15 日までに、「在宅就労支援実施一覧表（様式 2）」（別添 4）において、月ごとに対象者を一覧にまとめ、障がい福祉課へ電子メールで提出すること。

なお、上記(1)～(3)の対応がされていない場合や、記録内容が不十分であることが、実地指導、監査等において確認された場合は、返還請求や行政処分（指定の取消等）の対象となるため、十分に留意すること。

## 6 留意事項

- (1) 本取扱いの対象者は、札幌市で支給決定を受けている利用者に限る。
- (2) 特例在宅支援は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱いであるため、特例在宅支援を提供する場合は、適用期間の終了後、通常の事業所への通所における支援に戻ることを踏まえ、通所が円滑に再開できるような利用者への支援も併せて行うこと。

## 7 添付資料

- (1) 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1
- (2) 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 5 報）」（令和 2 年 5 月 15 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）・・・・・・・・・・・・・・・・別添 2
- (3) 在宅就労支援対象者事前報告書（様式 1）・・・・・・・・・・・・・・・・別添 3
- (4) 在宅就労支援実施一覧表（様式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・別添 4
- (5) 在宅就労支援に係る支援記録（様式 3）・・・・・・・・・・・・・・・・別添 5

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係・指導担当係 TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
--